

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和4年6月14日(2022.6.14)

【公開番号】特開2020-103272(P2020-103272A)

【公開日】令和2年7月9日(2020.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-027

【出願番号】特願2019-109607(P2019-109607)

【国際特許分類】

C 12 G 3/02(2019.01)

10

C 12 G 3/04(2019.01)

【F I】

C 12 G 3/02

C 12 G 3/04

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月6日(2022.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロリンを含み、イソ 酸の含有量が0.1質量ppm以下、および、プロリンの含有量が1250μmol/L以下、総ポリフェノール量が10質量ppm以上である、ビールテイスト飲料(ただし、エタノール含有量が1質量%未満の飲料を除く)。

【請求項2】

プロリンの含有量が220~1250μmol/Lである、請求項1に記載のビールテイスト飲料。

30

【請求項3】

総ポリフェノール量が10~60質量ppmである、請求項1または2に記載のビールテイスト飲料。

【請求項4】

アルコール度数が3(v/v)%以上である、請求項1~3のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項5】

アルコール度数が3~20(v/v)%である、請求項1~4のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項6】

原材料として、麦を含む、請求項1~5のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

40

【請求項7】

原材料の麦の少なくとも一部として、麦芽を含む、請求項6に記載のビールテイスト飲料。

【請求項8】

原材料の麦の少なくとも一部として、麦芽には該当しない麦を含む、請求項6または7に記載のビールテイスト飲料。

【請求項9】

原材料として、酵母エキスを含む、請求項1~8のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

50

**【請求項 10】**

原材料として、大豆、大豆タンパク、およびこれらの分解物を含む、請求項1～9のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

**【請求項 11】**

麦芽比率が20質量%以下である、請求項1～10のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

**【請求項 12】**

スピリットを含む、請求項1～11のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

**【請求項 13】**

pHが3.0～4.5である、請求項1～12のいずれかに記載のビールテイスト飲料。 10

**【請求項 14】**

総工キス量が5～18質量%である、請求項1～13のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

**【請求項 15】**

発酵飲料である、請求項1～14のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

**【請求項 16】**

混濁度が100He1m未満である、請求項1～15のいずれかに記載のビールテイスト飲料。